






令和8年度 高砂市特定調達物品等一覧








調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
紙類			
1	コピー用紙 A4 B4 A3 B5 その他の用紙	<ul style="list-style-type: none"> ●総合評価値が80以上 ●バージンパルプの合法性の担保 ●総合評価値・内訳の表示(コピー用紙) 	
2	塗工されていない印刷用紙←色上質紙	<ul style="list-style-type: none"> ●総合評価値が80以上 ●原料の持続可能性の担保(※注 以外の原料の不使用) ●バージンパルプの合法性の担保 ●総合評価値・内訳のウェブサイト等による情報提供(印刷用紙) 	
3	塗工されている印刷用紙		
4	フォーム用紙	<ul style="list-style-type: none"> ●古紙/パルプ配合率70%以上 ●白色度70%以下(フォーム用紙) ●バージンパルプの合法性の担保 	
5	インクジェットカラープリンター用塗工紙	<ul style="list-style-type: none"> ●塗工量が両面で12g/m²以下(フォーム用紙) ●塗工量が両面で20g/m²以下、片面12g/m²以下(IJ用塗工紙) 	
6	トイレトペーパー	【次のいずれかの要件を満たすこと】	
7	ティッシュペーパー	<ul style="list-style-type: none"> ●古紙/パルプ配合率100% ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること 	
文具類			
	特に記載がない文具類(共通基準)	<ul style="list-style-type: none"> 【金属を除く主要材料がプラスチックの場合】 ●プラスチック重量比で再生プラスチック配合率40%以上(ポストコンシューマ材料の場合は20%以上)又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること 【金属を除く主要材料が木質の場合】 ●間伐材、端材等の再生資源又は合法材の使用 【金属を除く主要材料が紙の場合】 ●古紙/パルプ森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率50%以上 ●バージンパルプの合法性の担保 【大部分の材料が金属類の場合】 ●原材料使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化 ●異種材料間の易分解性(安全性の観点から必要性のある部品を除く) ●エコマーク認定基準を満たすこと、又は同等のものであること 	
	※のある文具類	【金属を除く主要材料の基準が下記を満たすこと】	
8	シャープペンシル		
9	シャープペンシル替芯		
10	ボールペン	●共通基準を満たし芯が交換できる	
11	マーキングペン		
12	鉛筆		
13	※スタンプ台	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
14	※朱肉	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
15	印章セット		
16	印箱		
17	公印		
18	ゴム印		
19	回転ゴム印		
20	定規		
21	トレー		
22	消しゴム		
23	※ステープラー(汎用型)	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
24	ステープラー(汎用型以外)		
25	ステープラー針リムーバー		
26	※連射式クリップ(本体)	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
27	※事務用修正具(テープ)	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
28	事務用修正具(液状)		
29	クラフトテープ	●古紙/パルプ配合率40%以上	
30	布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)	●テープ基材(ラミネート層を除くことができる。)については再生プラスチック配合率40%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること	
31	両面粘着紙テープ	●古紙/パルプ配合率40%以上	
32	製本テープ		
33	※ブックスタンド	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
34	ペンスタンド		
35	クリップケース		
36	はさみ		
37	マグネット(玉)		
38	マグネット(バー)		
39	テープカッター		
40	パンチ(手動)		
41	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)		
42	紙めくりクリーム		
43	鉛筆削(手動)		
44	※OAクリーナー(ウエットタイプ)	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
45	OAクリーナー(液タイプ)		
46	ダストブロー	●噴射剤にフロン類が使用されていないこと	
47	レタナーケース		
48	※メディアケース(CD、DVD、BD用)	<ul style="list-style-type: none"> ●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと ●スリムタイプも可 	

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
49	マウスパッド		
50	OAフィルター(枠あり)	●共通基準を満たすこと、またはバイオマスプラスチックの使用 ●枠部の再生プラスチック配合率50%以上	
51	丸刃式紙裁断機		
52	カッターナイフ		
53	カッティングマット		
54	デスクマット		
55	OHPフィルム	●再生プラスチック配合率30%以上又はバイオマスプラスチック	
56	※絵筆	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
57	絵の具		
58	墨汁		
59	のり(液状)(補充用を含む。)		
60	のり(澱粉のり)(補充用を含む。)		
61	のり(固形)(補充用を含む。)		
62	のり(テープ)		
63	ファイル(クリアフォルダ及びクリアファイルを除く。)	●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率70%以上 ※紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること ※間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない ●上記以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと 【次のいずれかの要件を満たすこと。】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと ア 認定プラスチック使用製品であること イ 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること (ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること) ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること ※紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること ※間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない	
64	クリアフォルダ		
65	クリアファイル		
66	バインダー		
67	ファイリング用品		
68	アルバム(台紙を含む。)		
69	※つつりひも	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
70	カードケース		
71	事務用封筒(紙製)	●古紙パルプ配合率40%以上	
72	窓付き封筒(紙製)	●古紙パルプ配合率40%以上 ●窓部分のフィルムは再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用	
73	けい紙		
74	起案用紙	●主要材料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上、バージンパルプの合法性の担保	
75	ノート		
76	パンチラベル		
77	※タックラベル	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
78	※インデックス	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
79	※付箋紙	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
80	付箋フィルム		
81	黒板拭き		
82	ホワイトボード用レーザー		
83	額縁		
84	テープ印字機等用カセット	【次のいずれかの基準を満たすこと】 ●共通基準を満たすこと ●次の要件を満たすこと ア 使用済み製品にテープ部分(リボンを含む。)を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること イ 通常の使用条件で、5回以上繰り返して使用することが可能であること ウ 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること エ 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率が製品全体の重量の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用または再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと	
85	テープ印字機等用テープ	【次のいずれかの基準を満たすこと】 ●共通基準を満たすこと ●テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること	
86	※ごみ箱	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
87	※リサイクルボックス	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
88	缶・ボトルつぶし機(手動)		
89	名札(机上用)		
90	名札(衣服取付型・首下げ型)		
91	鍵掛け(フックを含む)		
92	チョーク	●再生材料10%以上	
93	※グラウンド用白線	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと ●再生材料70%以上	
94	梱包用バンド	【主要材料が下記を満たすこと】 ●古紙パルプ配合率100% ●ポストコンシューマの再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上	





調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
オフィス家具等			
95	いす	■共通基準 【全品目(材料にかかわらず)】 ●保守部分又は消耗品は製造終了後5年以上供給 【大部分の材料が金属類の棚・収納用什器のうち収納庫・棚】 ●棚板の機能重量が0.1以下(棚板のあるもの) ●単一素材分解可能率が90%以上 ●リデュース、リサイクルに配慮された設計 【大部分の材料が金属類の棚・収納用什器のうち、棚板のないもの及びディスプレイスタンド】 ●単一素材分解可能率が90%以上 ●リデュース、リサイクルに配慮された設計 【主要材料がプラスチックの場合】 ●再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上、またはバイオマスプラスチックが25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 【主要材料が木材の場合】 ●間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ※間伐材に係る合法性確認の手続きは、クリーンウッド法の対象物品か否かで異なる。 ●ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m ³ 以下 【主要材料が紙の場合】 ●古紙/パルプ配合率50%以上 ●バージンパルプの合法性の担保	 
96	机		
97	棚		
98	収納用什器(棚以外)		
99	ローパーテーション		
100	コートハンガー		
101	傘立て		
102	掲示板		
103	黒板		
104	ホワイトボード		
105	個室ブース		
106	ディスプレイスタンド		
画像機器等			
107	コピー機	■共通基準 ●定量的環境情報(カーボンフットプリント等)の開示 ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●製品の回収・リサイクルシステムの保有等 ●少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること ●紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 【複合機】 ●国際エネルギースタープログラム適合(Ver.3.0) ※リユースに配慮した複合機及びプロ用複合機は、Ver.2.0を適用(経過措置) 【コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機】 ●国際エネルギースタープログラム適合(Ver.2.0)	 
108	複合機 ※コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち1以上の機能を有するもの		
109	拡張性のあるデジタルコピー機 ※複合機として扱うことも可		
110	プリンタ		
111	プリンタ複合機 ※プリンタをベースとし2つ以上の機能を持つもの		
112	ファクシミリ		
113	スキャナ		
114	プロジェクタ		
115	トナーカートリッジ		
116	インクカートリッジ		




調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
電子計算機等			
117	電子計算機	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率が、下記を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> * サーバー型電子計算機 <ul style="list-style-type: none"> 省エネトップランナー基準を満たすこと(100%以上達成) * クライアント型電子計算機は下記のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア 省エネトップランナー基準を満たすこと(100%以上達成) イ 国際エネルギースタープログラム: Ver.8.0基準適合 ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●搭載機器・機能の簡素化(一般行政事務用ノートパソコンに適用) ●少なくとも筐体又は部品の一つに、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること(プラスチックが使用される場合に適用) 	  
118	磁気ディスク装置	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率が区分ごとの達成基準値を満たすこと 	
119	ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ●国際エネルギースタープログラム基準適合(Ver.8.0) ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●動作再開時、自動的に使用可能な状態に復帰 	
120	記録用メディア	<ul style="list-style-type: none"> 【次のいずれかを満たすこと】 ●再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上又は古紙/パルプ配合率70%以上(エコマーク認定品) ●スリムタイプ又はスピンドルタイプ ●バイオマスプラスチックの使用 	
オフィス機器等			
121	シュレッダー	<ul style="list-style-type: none"> 【次のいずれかを満たすこと】 ●次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア.待機時消費電力1.5W以下 イ.低電力モード又はオフモードへの移動時間は10分以下 ウ.特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること 	
122	デジタル印刷機	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率の基準を満たす ●紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 ●特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと 	
123	掛時計	<ul style="list-style-type: none"> 【次のいずれかの基準を満たすこと】 ●太陽電池式(蓄電機能付で一次電池不要) ●太陽電池及び一次電池使用で一次電池が5年以上使用可能 ●一次電池が5年以上使用可能 	
124	電子式卓上計算機(電卓)	<ul style="list-style-type: none"> ●使用電力の50%以上が太陽電池から供給されるもの ●再生プラスチック配合率40%以上又はバイオマスプラスチックが使用されていること ●特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと 	
125	一次電池又は小形充電式電池(単1形~単4形)	<ul style="list-style-type: none"> ●一次電池はアルカリ相当以上のもの(マンガン電池でないもの) ●小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等 	
移動電話等			
126	携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ●A又はBのいずれかを満たしていること(携帯電話・PHSのみ) <ul style="list-style-type: none"> ア 搭載機器・機能の簡素化(通話及びメール機能等に限定) イ アプリケーションのバージョンアップが可能 ●OSの更新が可能であること(スマートフォンのみ) ●環境配慮設計の実施及び公表 	
127	PHS	<ul style="list-style-type: none"> ●回収及びマテリアルリサイクルのシステムの構築 ●再使用又は再生利用できない部分は適正処理の実施 ●バッテリーの初期容量の残容量80%を満たす充電サイクル数が、携帯電話は500サイクル以上、スマートフォンは800サイクル以上 	
128	スマートフォン	<ul style="list-style-type: none"> ●バッテリーの長寿命化機能の搭載 ●バッテリー等の消耗品の修理システム(部品を6年以上保有※)の構築 ※スマートフォンは、当面の間消耗部品等の保有期限を3年以上で可とする。 ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●再生プラスチックの配合率又はバイオマスプラスチックの配合率(バイオベース合成ポリマー含有率)情報のウェブサイト等における開示(プラスチックが使用されている場合) ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること 	
家電製品			
129	電気冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> ■共通基準 ●ノンフロン ●特定の化学物質の含有率基準値以下、含有情報の公表 	
130	電気冷凍庫	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと 【電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫】 (基準値1)省エネ基準達成率105%以上 (基準値2)省エネ基準達成率100%以上 	
131	電気冷凍冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> 【電気冷凍庫】 (基準値1)省エネ基準達成率110%以上 (基準値2)省エネ基準達成率100%以上 	
132	テレビジョン受信機	<ul style="list-style-type: none"> ●リモコン待機時の消費電力0.5W以下 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること ●特定の化学物質の含有率基準値以下、含有情報の公表 ●エネルギー消費効率が以下の達成率基準値を満たすこと 【液晶テレビ】 ア 2K未満 省エネ法トップランナー基準達成率75%程度以上 イ 2K以上4K未満 省エネ法トップランナー基準達成率100%以上 ウ 4K以上 省エネ法トップランナー基準達成率80%程度以上 【有機EL】 省エネ法トップランナー基準達成率88%程度以上 	  
133	電気便座	<ul style="list-style-type: none"> ●基準エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以下(貯湯式温水洗浄便座:172kWh/年、瞬間式温水洗浄便座:87kWh/年) 	
134	電子レンジ	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準100%以上達成 ●待機時消費電力0.05W未満 ●特定の化学物質の含有率基準値以下、含有情報の公表 	


調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
エアコンディショナー等			
135	家庭用エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと 【家庭用エアコンディショナー】 冷房能力が28kW以下で省エネ法達成率100% 【業務用エアコンディショナー】 ・冷房能力が28kW以下で次の基準を満たすこと (基準値1)設定なし (基準値2)省エネ法達成率88%以上達成 ・冷房能力が50.4kW以下で以下の基準を満たすこと (基準値1)省エネ法達成率100%又は88%以上かつ冷媒の地球温暖化係数が750以下 (基準値2)省エネ法達成率88%以上達成 ●冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が750以下 ●常時監視システムを使用 ●特定の化学物質の含有率基準値以下、含有情報の公表 	
136	業務用エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> ●冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が750以下 ●常時監視システムを使用 ●特定の化学物質の含有率基準値以下、含有情報の公表 	
137	ガスヒートポンプ式冷暖房機	<ul style="list-style-type: none"> ●期間成績係数はJIS適合機種が対象1.07(APFs)以上 ●オゾン層破壊物質不使用 	
138	ストーブ	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上 	
温水器等			
139	ヒートポンプ式電気給湯器	<ul style="list-style-type: none"> 【家庭用】(エコキュート) ●省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)達成率100%以上 ●ノンフロン 【業務用】 年間加熱効率が、加熱能力が20kW以下の場合は4.0、20kWを超える場合は3.5以上であること オゾン層破壊物質の使用禁止 	
140	ガス温水機器	<ul style="list-style-type: none"> ●ハイブリッド給湯機は年間給湯効率が108%以上 ●ガス瞬間湯沸器、ガスふろがま、ガス暖房機器については、エネルギー消費効率がそれぞれ省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)に基づくエネルギー消費効率の基準以上 	
141	石油温水機器	<ul style="list-style-type: none"> ●潜熱回収型石油温水機器であること ●従来型石油温水機器はエネルギー消費効率が省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)の達成レベル以上 	
142	ガス調理機器	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)達成率100%以上 	
照明			
143	照明器具	<ul style="list-style-type: none"> 【投光器及び防犯灯以外のLED照明器具】 ●固有エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと (基準値1) 昼光色、昼白色、白色:144lm/W (ただし、ダウンライトは114lm/W、高天井器具は156lm/W) 温白色、電球色:102lm/W (ただし、ダウンライトは96lm/W、高天井器具は102lm/W) (基準値2) 昼光色、昼白色、白色:120lm/W (ただし、ダウンライトは95lm/W、高天井器具は130lm/W) 温白色、電球色:85lm/W (ただし、ダウンライトは80lm/W、高天井器具は85lm/W) ●平均演色評価数Ra80以上(ダウンライト及び高天井器具はRa70以上) 【投光器及び防犯灯】 ●固有エネルギー消費効率が基準値以上 昼光色、昼白色、白色:(投光器)105lm/W、(防犯灯)80lm/W 温白色、電球色:(投光器)90lm/W、(防犯灯)対象外 ●平均演色評価数Ra70以上 【共通】 ●LEDモジュール寿命が40,000時間以上 ●特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表 	
144	LEDを光源とした内照式表示灯(誘導灯を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ●定格寿命が30,000時間以上 ●特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表 	
145	電球形状のランプ	<ul style="list-style-type: none"> 【電球形LEDランプ】 ●ランプ効率が基準値以上 ・昼光色、昼白色、白色:E26/E17/GX53口金 110.0lm/W以上 上記以外 80lm/W以上 ・温白色、電球色 :E26/E17/GX53口金 98.6lm/W 以上 上記以外 70lm/W以上 (ただし、ビーム開きが90度未満の反射型タイプは、明るさ、光源色を問わず50lm/W以上とする) ●平均演色評価数Ra70以上 ●定格寿命が40,000時間以上 (ただし、ビーム開きが90度未満の反射型タイプは、30,000時間以上) 	

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
自動車等			
146	自動車 乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	<p>●下記の品目ごとの基準をみたとすこと</p> <p>【乗用車】 電動車等であること ハイブリッド自動車は2030年度燃費基準値80%達成レベル以上であること、かつ、令和2(2020)年度燃費基準値以上であること ●カーエアコン冷媒の地球温暖化係数は150以下であること(令和8年度まで経過措置適用)</p> <p>【小型バス】 (基準値1)電動車等であること (基準値2)次世代自動車又は2015年度燃費基準値を満たすこと</p> <p>【小型貨物車】 (基準値1)電動車等であること (基準値2)次世代自動車又は2022年度燃費基準90%を満たすこと</p> <p>【バス等】 (基準値1)電動車等であること (基準値2)次世代自動車又は2025年度燃費基準95%を満たすこと</p> <p>【トラック等】 (基準値1)電動車等であること (基準値2)次世代自動車又は2025年度燃費基準95%を満たすこと</p> <p>【トラクタ】 (基準値1)電動車等であること (基準値2)次世代自動車又は2025年度燃費基準95%を満たすこと</p> <p>※電動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう ※次世代自動車とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう</p>	
147	乗用車用タイヤ	<p>●次の要件を満たすこと</p> <p>(基準値1) 転がり抵抗係数が7.7以下かつウェットグリップ性能が110以上 (基準値2) 転がり抵抗係数が9.0以下かつウェットグリップ性能が110以上 ●車外騒音性能が表に示したタイヤのサイズごとの基準値以下であること。 ●スパイクタイヤでないこと</p>	
148	2サイクルエンジン油	<p>●生分解度が28日以内で60%以上 ●魚類による急性毒性試験の96時間LC50値が100mg/L以上</p>	
消火器			
149	消火器	<p>●次の要件を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火薬剤の40%以上が再生薬剤 ・廃消火器の回収システムがあり、適正処理されるシステムがあること 	
制服・作業服			
150	制服	<p>【使用繊維(ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維)が次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分重量比50%以上 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上 ●故繊維から得られるポリエステル繊維を除く繊維製品を原材料として再生利用される繊維が繊維部分全体重量比5%以上 	
151	作業服	<ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維がポリエステル繊維重量比50%以上かつ、繊維製品を原材料として再生利用される繊維がポリエステルを除く繊維部分全体重量比5%以上 	
152	帽子	<ul style="list-style-type: none"> ●植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減が確認されたものが繊維部分全体重量比30%以上かつ、バイオベース合成ポリマー含有率12%以上 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 	
153	靴	<p>【甲部に使用される繊維(ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維)が次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が甲材の繊維部分重量比50%以上 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が甲材繊維重量比10%以上 ●故繊維から得られるポリエステル繊維を除く繊維製品が甲材繊維重量比5%以上 ●再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が甲材の繊維部分重量比50%以上かつ繊維製品を原材料として再生利用される繊維がポリエステルを除く甲材繊維重量比5%以上 ●植物を原料とする合成繊維が甲材の30%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が12%以上 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 	

調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
インテリア・寝装寝具			
154	カーテン	<p>【使用繊維（ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維）が次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システムの保有 ●再生PET樹脂配合率が25%以上 <p>※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 	  
155	布製ブラインド	<ul style="list-style-type: none"> ●明度L*値が70.0以下の場合、日射反射率が40.0%以上、70.0を超え、80.0以下の場合には50.0%以上、80.0を超える場合は60.0%以上であること 	
156	金属製ブラインド	<p>(基準値1) 次のいずれか及び(基準値2)を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること ●回収及び再使用または再生利用システムの保有 <p>(基準値2)</p> <p>次のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 	
157	タイルカーペット	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上 ●植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 	
158	タフテッドカーペット	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 	
159	織じゅうたん		
160	ニードルパンチカーペット		
161	毛布	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 	
162	ふとん	<ul style="list-style-type: none"> ●再使用した詰物が全体重量比80%以上 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの <p>【ポリエステルを使用した製品については、次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が50%以上 <p>※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上</p>	
163	ベッドフレーム	<p>主要材料別の基準を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと</p> <p>【主要材料がプラスチックの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上 <p>【主要材料が木材の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ●ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/mh以下 <p>【主要材料が紙の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●古紙/パルプ配合率50%以上 ●バージンパルプの合法性の担保 	
164	マットレス	<ul style="list-style-type: none"> ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの又は以下の要件を満たすもの ●フェルトに使用される繊維は未利用繊維又は反毛繊維 ●ホルムアルデヒドの放出量が75ppm以下 ●フロン類が使用されていないこと <p>【詰物の使用繊維（ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維）が次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●詰物の再生PET樹脂配合率が25%以上 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 	
作業手袋			
165	作業手袋	<p>【主要材料が繊維（天然及び化学）の場合、次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が50%以上 ●故繊維からなる繊維が50%以上 ●未利用繊維が50%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 	

調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル																										
その他繊維製品																													
166	集会用テント	<p>【使用繊維(ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維)が次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が25%以上 <p>※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 	 																										
167	ブルーシート	<p>次のいずれかを満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生ポリエチレンが50%以上 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 																											
168	防球ネット	<p>【使用繊維がポリエステル繊維又は、植物を原料とする合成繊維が次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比25%以上 <p>※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上、かつ回収及び再使用又は再生利用システムがあること ●再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上 ●再生ポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上 ●植物を原料とする合成繊維が繊維部分全体重量比25%以上使用、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 																											
169	旗	<p>【使用繊維がポリエステル繊維又は、植物を原料とする合成繊維が次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比25%以上 <p>※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上、かつ回収及び再使用又は再生利用システムがあること ●再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が繊維部分全体重量比25%以上使用、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 																											
170	のぼり	<p>【使用繊維がポリエステル繊維又は、植物を原料とする合成繊維が次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比25%以上 <p>※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上、かつ回収及び再使用又は再生利用システムがあること ●再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が繊維部分全体重量比25%以上使用、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 																											
171	幕(横断幕、懸垂幕)	<p>【使用繊維がポリエステル繊維又は、植物を原料とする合成繊維が次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比25%以上 <p>※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上、かつ回収及び再使用又は再生利用システムがあること ●再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が繊維部分全体重量比25%以上使用、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 																											
172	モップ	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計が25%以上 ●製品使用後に回収及び再使用のためのシステムの保有 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 																											
設備																													
173	太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池モジュールのセル実効変化効率が次の区分ごとの基準値以上 <table border="1"> <tr> <td>シリコン単結晶系太陽電池</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン多結晶系太陽電池</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系太陽電池</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>化合物系太陽電池</td> <td>12.0%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池モジュール・付属機器の維持・管理等に必要な情報の開示 ●発電電力量等の確認 ●太陽電池モジュールは公称最大出力80%以上を最低10年間維持するよう設計・製造 ●パワーコンディショナの負荷効率が出荷時の効率の90%以上を5年以上維持するよう設計・製造 ●太陽電池モジュールに係るエネルギーペイバックタイムが3年以内 ●太陽電池モジュールは、環境配慮設計の評価項目について事前評価が行われ、内容が確認できること ●修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計 	シリコン単結晶系太陽電池	16.0%	シリコン多結晶系太陽電池	15.0%	シリコン薄膜系太陽電池	8.5%	化合物系太陽電池	12.0%																			
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%																												
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%																												
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%																												
化合物系太陽電池	12.0%																												
174	太陽熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ●日集熱効率が次の該当する要件を満たすこと。(基準値2以上) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">集熱器の区分</th> <th colspan="2">日集熱効率</th> </tr> <tr> <th>集熱媒体・機能</th> <th>集熱器の形状・透過性</th> <th>基準値1</th> <th>基準値2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">液体</td> <td>平板形透過性付き</td> <td>60%以上</td> <td>40%以上</td> </tr> <tr> <td>真空ガラス管形</td> <td>50%以上</td> <td>40%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気</td> <td>平板形</td> <td>40%以上</td> <td>30%以上</td> </tr> <tr> <td>透過性なし</td> <td>—</td> <td>10%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">太陽光発電機能付き</td> <td>—</td> <td>10%以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●集熱器及び周辺機器について使用熱エネルギー量を考慮した設備設計が可能になるよう必要な情報の開示 ●上記を満たすもの又は、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの 	集熱器の区分		日集熱効率		集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過性	基準値1	基準値2	液体	平板形透過性付き	60%以上	40%以上	真空ガラス管形	50%以上	40%以上	空気	平板形	40%以上	30%以上	透過性なし	—	10%以上	太陽光発電機能付き		—	10%以上	 
集熱器の区分		日集熱効率																											
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過性	基準値1	基準値2																										
液体	平板形透過性付き	60%以上	40%以上																										
	真空ガラス管形	50%以上	40%以上																										
空気	平板形	40%以上	30%以上																										
	透過性なし	—	10%以上																										
太陽光発電機能付き		—	10%以上																										
175	地中熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ●地中熱(地下水熱を含む)を利用する設備であり、暖気・冷気、温水・冷水、冷媒、不凍液等によって空気調和・給湯及び融雪を行うものであること(地中熱設備整備に際し、地下水熱利用を行う場合は、導入場所の地下水採取規制等を遵守の上、適切な設計及び運用を行うこと) 																											

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
176	燃料電池	●商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すもの	
177	エネルギー管理システム	●建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステム	
178	生ゴミ処理機	●バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器	
179	節水器具	●電気を使用しないこと ●吐水口装着型は単一個装置で多様な吐水口に対応可能であること ●節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁は、それぞれの吐水流量等の基準を満たすこと。 (エコマーク認定品は判断の基準をみます)	
180	給水栓	<p>●節水コマ内蔵水栓は、次の要件を満たすこと ア ハンドルを120度に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること イ ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること ウ 電気を使用しないこと</p> <p>●定流量弁内蔵水栓は、次の要件を満たすこと ア 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分以下であること イ 量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること ウ 電気を使用しないこと</p> <p>●泡沫機能付水栓は、次の要件を満たすこと ア 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること イ 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において、5L/分以上の吐水流量であること ウ 電気を使用しないこと</p> <p>●時間止め水栓は、次の要件を満たすこと ア 設定した時間に達すると自動的に止水すること イ 次の性能を有していること (設定時間 - 実時間) / 設定時間 ≤ 0.05</p> <p>●定量止め水栓は、次の要件を満たすこと ア 次の性能を有していること (設定吐水量 - 実吐水量) / 設定吐水量 ≤ 0.2 イ 電気を使用しないこと</p> <p>●自動水栓(自己発電機構付)は、次の要件を満たすこと ア 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること イ 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること ウ 単相交流(100V)の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること</p> <p>●自動水栓(AC100Vタイプ・乾電池式)は、次の要件を満たすこと ア 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること イ 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること</p> <p>●手元止水機構を有する水栓は、次の要件を満たすこと ア 吐水切替機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること イ ボタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で吐水及び止水操作だけができること</p> <p>●小流量吐水機構を有する水栓は、次の要件を満たすこと ア 流水中に空気を混入させる構造を持たないものは、0.6N以上 イ 流水中に空気を混入させる構造を持つものは、0.55N以上</p> <p>●水優先吐水機構を有する水栓は、次の要件を満たすこと ア 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造 イ 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方45度までの角度で湯が吐出しない構造 ウ 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造</p>	

調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
181	日射調整フィルム	<ul style="list-style-type: none"> ●遮蔽係数0.7未満かつ可視光線透過率10%以上 ※可視光線透過率70%以上の場合は、遮蔽係数0.8未満で可 ●熱貫流率5.9W/m²・K未満 ●日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている ●貼付前後の環境負荷低減が確認されている ※年間を通じた環境負荷に関する情報開示が必要 ●各項目の情報の公表又は第三者の審査 ●適切な施工に関する情報の開示 (日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼り付け品) 	
182	低放射フィルム	<ul style="list-style-type: none"> ●可視光線透過率60%以上 ●熱貫流率4.8W/m²・K未満 ●低放射性能について、適切な耐候性が確認されている ●貼付前後の環境負荷低減が確認されている ※年間を通じた環境負荷に関する情報開示が必要 ●各項目の情報の公表又は第三者の審査 ●適切な施工に関する情報の開示 (日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼り付け品) 	
183	テレワーク用ライセンス	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウント 	
184	WEB会議システム	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること ●他の機関と相互に利用可能な会議システムであること 	

災害備蓄用品





185	災害備蓄用飲料水	<ul style="list-style-type: none"> ●賞味期限に係る次の基準を満たすこと ア.基準1は賞味期限が10年以上 イ.基準2は賞味期限が5年以上 ●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造会社名等の記載 	 
186	アルファ化米	<ul style="list-style-type: none"> ●賞味期限が5年以上 ●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造会社名等の記載 	
187	保存パン		
188	乾パン		
189	レトルト食品等	<ul style="list-style-type: none"> ●賞味期限が5年以上 ●賞味期限が3年以上かつ容器等の回収 ●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造会社名等の記載 	
190	栄養調整食品	<ul style="list-style-type: none"> ●賞味期限が3年以上 ●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造会社名等の記載 	
191	フリーズドライ食品		
192	毛布		
193	作業手袋	※インテリア寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品を項を参照	
194	テント		
195	ブルーシート		
196	一次電池(単1形～単4形)	<ul style="list-style-type: none"> ●アルカリ相当以上のもの(マンガン電池でないもの) (JISマーク製品) ●使用推奨期限が5年以上 	
197	非常用携帯燃料	<ul style="list-style-type: none"> ●品質保証期限が5年以上 ●名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造会社名等の記載 	
198	携帯発電機	<ul style="list-style-type: none"> ●排出ガスが基準値以下 ●騒音レベルが98デシベル以下 ●連続運転可能時間が3時間以上 (カセットボンベ型は1時間以上) 	
199	非常用携帯電源	<ul style="list-style-type: none"> ●電気容量が100Wh以上 ●保証期間又は使用推奨期限が5年以上 	


公共工事

200	資材	盛土材料	建設汚泥から再生した処理土	判断の基準は「★公共工事判断の基準」(別表)を参照
201			土工用水砕スラグ	
202			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
203			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
204		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
205		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
206			フェロニッケルスラグ骨材	
207			銅スラグ骨材	
208			電気炉酸化スラグ骨材	
209		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
210			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
211			中温化アスファルト混合物	
212		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
213			再生骨材等	
214		小径丸太材	間伐材	
215		混合セメント	高炉セメント	
216			フライアッシュセメント	
217		セメント	エコセメント	
218		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
219		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
220		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	

調達 番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
221	塗料	下塗用塗料(重防食)	
222		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
223		高日射反射率塗料	
224	防水	高日射反射率防水	
225	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	
226		再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	
227	園芸資材	パークたい肥	
228		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	
229	道路照明	LED道路照明	
230	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
231	タイル	セラミックタイル	
232	建具	断熱サッシ・ドア	
233	製材等	製材	
234		集成材	
235		合板	
236		単板積層材	
237		直交集成板	
238	フローリング	フローリング	
239	再生木質ボード	パーティクルボード	
240		繊維板	
241		木質系セメント板	
242	木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	
243	ビニル系床材	ビニル系床材	
244	断熱材	断熱材	
245	照明機器	照明制御システム	
246	変圧器	変圧器	
247	空調用機器	吸収冷温水機	
248		水蓄熱式空調機器	
249		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
250		送風機	
251		ポンプ	
252	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
253	衛生器具	自動水栓	
254		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
255		大便器	
256	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
257		合板型枠	
258	建設機械	排出ガス対策型建設機械	
259		低騒音型建設機械	
260	工法	建設発生土有効利用工法	
261		建設汚泥再生処理工法	
262		コンクリート塊再生処理工法	
263	舗装(表層)	路上表層再生工法	
264	舗装(路盤)	路上再生路盤工法	
265	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
266	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
267	目的物	排水性舗装	
268		透水性舗装	
269	屋上緑化	屋上緑化	

役務


270	省エネルギー診断	●省エネルギー診断に係る技術資格者が、設備の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量等について調査分析し、省エネ対策、再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法の提案がなされること	
271	印刷	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●判断の基準を満たす情報・印刷用紙の使用(冊子の表紙は除く) ●リサイクル適性Aランクの用紙、インキ等の資材の使用 <ul style="list-style-type: none"> ※印刷物の用途・目的からその他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載 ●印刷物へのリサイクル適性の表示 <ul style="list-style-type: none"> ※納入事業者には資材確認票の提出を求めること等により確認 ●印刷工程における環境配慮の実施 ●次の①～⑤のいずれかの要件を満たす事業者又は印刷物であること <ol style="list-style-type: none"> ①環境マネジメントシステムの認証取得 ②環境報告書等の作成・公表 ③印刷物のカーボンフットプリントの算定・開示 ④カーボン・オフセットされた印刷物 ⑤グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定取得の取得 <p>【個別事項】</p> <p><オフセット印刷></p> <ul style="list-style-type: none"> ●バイオマス含有したインキの使用(植物油インキ、大豆油インキなど。芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ) ●NL規制(印刷インキ工業連合会)適合インキの使用 <p><デジタル印刷></p> <ul style="list-style-type: none"> ●化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用(印刷に係る他の環境ラベル等との関連は品目別の解説を参照) 	   

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
272	食堂	<p>基準値1は、基準値2を満たしたうえで、下記の①②③いずれかを満たすこと</p> <p>①飲食物の提供に当たって、環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農作物又は これら農産物を原料とする加工食品を取り扱うこと</p> <p>②飲食物の提供に当たって、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれら農産物を原料とする加工品を取り扱うこと</p> <p>③環境負荷低減に寄与する持続可能な農業生産工程管理から生産されたことが第三者によって確認された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと</p> <p>基準2は以下を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生ゴミ処理機等による適正処理 ●リユース食器の使用 ●ワンウェイのプラスチック製容器等の不使用 ●食品廃棄物の発生量把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画策定、目標設定 ●食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下 ●食品循環資源の再生利用等の実施率が判断基準省令で定める基準実施率を達成又は、目標年に目標値を達成する計画を策定 ●食品ロスの削減 ●食堂利用者へ食べ残し削減の啓発 ●運用に伴うエネルギー使用量の把握、省エネ・節水措置 	
273	自動車専用タイヤ更生	<ul style="list-style-type: none"> ●リトレッド又はリグループの実施 (JISマーク製品はリトレッドタイヤの判断基準をみたしている) 	
274	自動車整備	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル部品による修理(リユース部品又はリビルド部品の使用) ●エンジン洗浄を実施する場合下記を満たすこと ・CO及びHCが洗浄前後で20%以上削減されること ・エンジン洗浄の実施直後及び法定12か月点検において、20%以上の削減効果がなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施 	

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
275	庁舎管理	<p>〈共通〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定調達物品等の使用 ●省エネ法(工場等に係る措置)の管理標準に基づくエネルギー使用の合理化 ●省エネルギー計画の立案、対策の選定、当該対策に係る実施基準等に基づく実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告。対策の実施結果を踏まえた省エネルギー対策の見直しの実施 ●省エネルギー診断の診断結果に基づく設備・機器等の運用改善の措置 ●エネルギー管理システムによるエネルギー消費の可視化及びデータ分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置 ●フロン類漏えい防止のための適切な措置 <p>〈常駐管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する月次報告、分析と削減対策の提案等(施設利用者と連携して行う対策を含む) <p>〈常駐管理以外〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する分析と削減対策の提案等 	
276	植栽管理	<ul style="list-style-type: none"> ●特定調達物品等の使用 ●総合的害虫防除 ●農薬の使用削減及び農薬取締法に基づく農薬の適正使用 	
277	加煙試験	<ul style="list-style-type: none"> ●加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと 	
278	清掃	<p>以下の1又は2のいずれかを満たすこと</p> <p>1.以下の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定調達物品等の使用 ●洗面所の手洗い洗剤は廃油又は動植物性油を使用し、植物油脂を使用する場合は持続可能な原料を使用 ●ごみの適切な分別回収 ●古紙の適切な分別、改善案の提示 ●床維持材(ワックス)、洗浄剤のVOC低減 ●環境負荷低減が図れる具体的清掃方法の提案 <p>2.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること</p>	
279	タイルカーペット洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ●使用する機器の消費電力が0.22kWh/m²以下 ●使用する水量が40L/m²以下 ●清掃に係る判断の基準を満たす洗剤等の使用 ●洗浄完了後の回収水の透視度が5ポイント以上 	
280	機密文書処理	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の状況に応じた分別・回収・処理方法の提案 ●機密文書の処理にあたって、製紙原料として利用可能な処理の実施 ●機密処理・リサイクル管理票の提示 	

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
281	害虫防除	<ul style="list-style-type: none"> ●特定調達物品等の使用 ●総合的害虫防除 ●害虫等の発生、侵入防止措置 ●事前計画、目標の設定、作業後の効果判定 ●殺虫剤の適正かつ効果的な使用 	
282	輸配送	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 ●環境保全のための仕組み・体制の整備 ●エコドライブ推進の措置 ●車両の点検・整備の実施 ●モーダルシフトの実施(輸配送に適用) ●輸配送効率の向上のための措置 ●旅客輸送効率の向上、空車走行距離の削減のための措置(旅客輸送) ●判断の基準の適合状況のウェブサイト等による公表等 	
283	旅客輸送	<ul style="list-style-type: none"> ●判断の基準の適合状況のウェブサイト等による公表等 ※(グリーン経営認証取得事業者は、輸送に係る判断の基準を満たしている)	
284	庁舎等において営業を行う小売業務	<ul style="list-style-type: none"> ●容器包装の過剰な使用抑制のための取組 ●消費者のワンウェイ製品及び容器包装廃棄物の排出抑制のための取組 ●食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア 食品廃棄物の発生量把握並びに発生抑制及び再生利用等の計画策定、目標設定 イ 食品廃棄物の発生抑制のための呼びかけ及び啓発 ウ 持続可能性に関する食品原材料の調達方針等の公表 エ 食品廃棄物の単位当たり発生量が目標値以下 オ 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 ●容器包装のうち、再使用を前提とするものは、当該店舗において返却・回収 ●ワンウェイのプラスチック製の買物袋(レジ袋)を提供する場合、すべての買物袋にバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが50%以上使用、呼び厚さが0.02mm以下、素材が単一であることなど、再生利用のための工夫がなされている ●認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、以下の要件を満たす製品を取り扱うこと <ul style="list-style-type: none"> ア 飲料用ペットボトル容器が認定プラスチック使用製品かつ、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチック30%以上 イ クリアホルダー、クリアファイル、バインダーであって本基本方針文具類に示す各品目に係る基準1を満たすもの ウ シャンプー・リンス、ボディウォッシュ、ハンドソープであって、家庭用化粧品容器が認定プラスチック使用製品であること エ 洗濯用洗剤、柔軟仕上げ剤、台所用洗剤、食洗器用洗剤、住居用洗剤であって、家庭用洗剤容器が認定プラスチック使用製品であること 	
285	クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ●ドレンの回収及び再利用による省エネルギー、水資源の節約等 ●エコドライブの実施 ●ハンガーの回収及び再使用の仕組み ●袋・包装材の削減のための独自の取組の実施 	
286	飲料自動販売機設置	<ul style="list-style-type: none"> ●缶・ボトル式にあつては、省エネ法に基づくエネルギー消費効率が900kWh以下、エネルギー消費効率基準達成率125%以上 ※(エネルギー消費効率基準達成率140%以上のものにあつては、省エネ法に基づくエネルギー消費効率が1000kWh以下) ●紙容器・カップ式にあつては、省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上 ●ノンフロン機 ●環境配慮設計及びその実施状況の公表 ●本体機器の照明はLED ●特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表 ●照明が常時消灯されていること(屋内設置の場合) ●飲料容器の回収箱設置、容器の分別回収及びリサイクル実施 ●使用済自動販売機の回収リサイクルシステムの保有 ●缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、備考11に示す要件を満たす製品を取り扱うこと 	
287	引越輸送	<ul style="list-style-type: none"> ●特定調達物品の使用(梱包及び養生) ●反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材の使用 ●引越終了後の梱包用資材の回収の実施 ●自動車による輸送を伴う場合は、次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 ・環境保全のための仕組み・体制の整備 ・エコドライブ推進の措置 ・車両の点検・整備の実施 ※グリーン経営認証取得事業者は自動車による輸送に係る判断の基準を満たしている	
288	会議運営	<ul style="list-style-type: none"> ●紙類の基準を満たす用紙の使用、適正部数の印刷、両面印刷等による紙資料の削減 ●ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物にあつては、「印刷」の基準の適用 ●印刷物等の残部のうち、不要な資料、印刷物はリサイクルを行う ●会議の参加者に次の取組の奨励 <ul style="list-style-type: none"> ア 公共交通機関の利用 イ クールビズ及びウォームビズ ウ 筆記用具の持参 ●飲料等を提供する場合は、次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア ワンウェイのプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の不使用 イ 繰り返し利用可能な容器の使用又は容器包装の返却・回収 	
289	印刷機能等提供業務	<ul style="list-style-type: none"> ●印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア 各機器は、基本方針の判断基準を満たすこと イ 契約終了後は機器を回収し、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。再使用又は再生利用できない部分については、減量化等による適正処理を行い、単純埋立てされないこと ●カートリッジ等を供給する場合は、判断基準を満たすこと ●特定調達品目に該当する用紙を供給する場合は、判断の基準を満たすこと ●機器の使用実績等を把握し、以下の提案を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ア 紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策 イ 環境負荷の低減に向けた適切な機器の製品仕様及び設置台数 	

ごみ袋等

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
290	プラスチック製ごみ袋	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかの要件を満たすこと 次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと ア バイオマスプラスチック25%以上使用(バイオベース合成ポリマー含有率25%) イ 再生プラスチック40%以上使用 ウ 上記にア又はイに関する情報が開示されていること エ プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用 ● エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 	

※判断の基準はグリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準

基準値1・・・より高い環境性能を示すもの

基準値2・・・最低限満たすべきもの